

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	ヤマト タロウ	あなたの生年月日	明・大 48年 11月 14日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。) 扶
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの氏名	大和 太郎	世帯主の氏名	大和 大吉	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	(郵便番号 000-0000) 東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号	あなたの続柄	父	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由	
源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマト ハナコ	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4	あなた	51. 2 . 3	620,000 円		東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号		
	大和 花子		父	51. 2 . 3					
	ヤマト ダイキチ	0 0 1 1 2 2 3 3 4 4 5	父	23. 12 . 5	300,000 円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学生 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	同上		
	大和 大吉								
控除対象扶養親族(16歳以上)(平21.1.1以前生)	ヤマト カズコ	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 0	母	25. 5 . 28	0 円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学生 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	同上		
	大和 和子								
	ヤマト エイタ	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	子	14. 9 . 4	0 円	☒ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学生 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	012 Happy st., USA		
	大和 栄太								
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	ヤマト ハル	9 9 8 8 7 7 6 6 5 5 4 4	子	19. 4 . 10	0 円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学生 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号		
	大和 春								
	障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)
	大和和子 身体障害者3級 身体障害者手帳 平成30年12月10日交付				1人				

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外扶養親族(注1)に該当する場合は○印を付けてください。	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
1	ヤマト ナツ	0 0 9 9 8 8 7 7 6 6 5 5	子	22. 7 . 8	東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号		0 円	
2	大和 夏							
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(注2)に該当する場合は○印を付けてください。	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
						☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 障害者	円	

記載のしかたはこちら



この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がある場合は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出できません。裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

令和6年分の扶養控除等(異動)申告書を作成するにあたっての注意事項です

次の場合は、この申告書とともに
以下の書類を提出してください

(扶

所轄税務署長等	給付の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマト クロウ 大和 太郎	あなたの生年月日 西暦 48年 11月 14日	受給年齢について の法被保険 者申告書の提出 について 提出している場合は 、(印を付け) てください。
		あなたの個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	あなたの氏名 大和 大吉	
配偶者・扶養親族の個人番号については、 番号が確認できる書類の提出は不要です 間違いのないようご記入ください		あなたの住所 又 居所	(郵便番号) 000-0000 東京都千代田区〇〇丁目3番△△マンション802号		配偶者の有無 ① 無

あなた・両方扶養対象配偶者、障害者に該当する
 配偶者及び扶養親族がなくなつた、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は寡父又は寡母のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

12 歳の少女たちはこち



るものではない。澤泉は、澤泉を除く対象配偶者・障害者に該当する同一生計配偶者が扶養親族に該当しない人々も提出する必要がある。この中では、2か所以上から給付の支給を受けている場合には、そのうちの1か所ししか給付を請求することができない。この申請書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」欄をお読みください。

【A】に個人番号を記入した場合
番号の確認が行える書類の写し

【B】に○を付した場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

【C】の項目に✓を付した場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)
「留学」に✓した場合は留学ビザ等書類の提出も必要です

上記【B】及び【C】の親族以外に、
障害者に該当し、海外に住んでいる
②又は③の親族がいる場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

住民税の計算上
必要な記入欄

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号 あなたの続柄	生年月日	令和6年中の所得の見積額	専居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和6年4月に異動があった場合は記入してください。) (注)以下に示すこと。
源泉控除A対象配偶者(注1)	ヤマト ハナコ			620,000円	[B]	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	
	① 大和 花子	あなたとの続柄	51.2.3			同上	
	ヤマト ダイキチ	⑤の老人扶養親族について、 あなたは配偶者の直系尊属で ふだん同居している場合は「同居老親等」に✓ それ以外の場合は「その他」に✓		300,000円		同上	その親族が海外に住んでいる場合、 [C]のいずれかに✓が必要です
	大和 大吉						
	ヤマト カズコ			0円		同上	
源泉控除B対象親族(16歳以上)(注2,3,4,5,6,7)	ヤマト エイタ	子	14.9.4	0円		012 Happy st. USA	
	大和 栄太						
	ヤマト ハル			0円		東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	
大和	続柄の記入をお忘れなく	19.4.10					
障害者、労働者、ひとり親又は勤労学生	⑦	本人					
障害者、労働者、ひとり親又は勤労学生	⑧	大和 和子					
他の所得者が控除を受ける扶養親族等	D						

あなたが勤労学生の場合、学校名、入学年月日と、令和6年中の所得の種類とその見積額を記入します。
専修学校卒や職業訓練法人の場合、修習書の提出も必要です。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給

[illegible]

以下、「所得」とは合計所得金額（給与所得や事業所得など、各種所得の合計額）をいいます。赤字で記載した金額の目安は、右表をご参照ください。

【源泉控除対象配偶者】 あなたと生計を一にする配偶者※1で、令和6年の所得の見積額が95万円以下の人、かつ、あなたの令和6年の所得の見積額が900万円以下

- ②【同一生計配偶者】
- ③【扶養親族】
- ④【控除対象扶養親族】
- ⑤【老人扶養親族】
- ⑥【特定扶養親族】
- ⑦【障害者(特別障害者)】
- ⑧【ひとり親】
- ⑨【寡婦】
- ⑩【勤労学生】

あなたと生計を一にする配偶者^{*1}で、令和6年の所得の見積額が48万円以下の人
あなたと生計を一にする親族(配偶者以外)^{*1}で、令和6年の所得の見積額が48万円以下の人^{*1} 青色事業専従者として給与を受ける人や白色事業専従者

③の扶養親族のうち、16歳以上(平成21年1月1日以前生まれ)の方 但し、海外に住む30歳以上70歳未満の扶養親族については、一定の要件を満たす場合に限りれます

④の控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人(昭和30年1月1日以前生まれ)

④の控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人(平成14年1月2日から平成18年1月1日までの生まれ)

あなた、②の同一生計配偶者、③の扶養親族のうち、一定の障害に該当する方^{*2}

あなたが戸籍上も事実上も独身(又は配偶者が生死不明)で、生計を一にする子^{*2}があり、令和6年の所得の見積が500万円以下の場合

あなたが夫と離婚^{*3}や死別(又は夫が生死不明)した後再婚していない女性で、⑧のひとり親に該当せず、令和6年の所得の見積が500万円以下の人

あなたが一定の学校等の生徒・訓練生等で、令和6年の所得の見積が75万円以下、かつ、給与所得等(勤労によって得た所得)以外の所得が10万円以下の人

※1 青色事業専従者として給与を受ける人や白色事業専従者は含まれません。

※2 他の人の②又は③に該当せず、令和6年の総所得金額等(合計所得金額に繰越控除を適用した金額)が48万円以下の子に限られます

※³ 離婚の場合は、③の扶養親族がいる場合に限られます

所得金額	収入の目安
48万円	収入が給与と所得のみの場合、 年収が103万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は108万円 65歳以上は158万円
75万円	収入が給与と所得のみの場合、 年収が130万円
95万円	収入が給与と所得のみの場合、 年収が150万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は1,633,334円 65歳以上は205万円
500万円	収入が給与と所得のみの場合、 年収が6,777,778円
900万円	収入が給与と所得のみの場合、 年収が1,095万円 所得金額調整控除を受ける場合は 年収が1,110万円

【記入例】

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ)	ヤマト タロウ
	給与の支払者の 法人番号	あなたの氏名	大和 太郎
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号



基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- ① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
- あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
 - 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
- ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,000,000 円	7,000,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		7,000,000 円

○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	900万円超 950万円以下 (B)	950万円超 1,000万円以下 (C)	1,000万円超 2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下
判定	☒					
基礎控除の額	48万円				32万円	16万円
480,000 円						

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
ヤマト ハナコ	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4	昭和 51 年 2 月 3 日
大和 花子	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	配偶者である配偶者 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,170,000 円	620,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		* 620,000 円

判定

☐ 48万円以下かつ年齢70歳以上(昭和29.1.1以前生)	(①)	配偶者控除
☐ 48万円以下かつ年齢70歳未満	(②)	配偶者特別控除
☒ 48万円超95万円以下	(③)	配偶者特別控除
☐ 95万円超133万円以下	(④)	配偶者特別控除

区分Ⅱ ③ (上の①～④を記載)

○ 控除額の計算

		区分Ⅱ										配偶者控除の額	
		④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)」(*印の金額))											
		①	②	③	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下	
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	配偶者特別控除の額 380,000 円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
摘要		配偶者控除										配偶者特別控除	

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
- なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	☆ 扶養親族等	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★ 特別障害者
	同一生計配偶者又は特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		ヤマト ナツ	0 0 9 9 8 8 7 7 6 6 5 5	昭和 22 年 7 月 8 日	特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2」を参照)
	扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		大和 夏	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の左記の者の合計 あなたとの総所得金額(見積額)	0 円
	扶養親族が年齢23歳未満(平成13.12以後生) (右の☆欄のみを記載)					□扶養控除等申告書のとおり

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

○ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

【記入例】

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマト タロウ 大和 太郎
	給与の支払者の 法人番号		
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号

記載のしかたはこちら



一般の生命保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	給与の支払者の承認
	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	(a)	円
生命保険料控除	AAA生命	養老	10年	大和 太郎	大和 花子	妻	新・旧	(a) 30,000
	BBB生命	医療	5年	同上	同上	妻	新・旧	(a) 70,000
							新・旧	(a)
							新・旧	(a)
生命保険料控除	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A 30,000 円		① 25,000 円		計(①+②) ③ 40,000 円		
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B 70,000 円		② 42,500 円		④ 42,500 円		
	CCC生命	介護	10年	大和 太郎	大和 太郎	本人	(a) 60,000 円	
							(a)	
生命保険料控除							(a)	
	(a)の金額の合計額	C 60,000 円		③ 35,000 円		⑥ 35,000 円		
	DDD生命	個人年金	20年	大和 太郎	大和 太郎	本人	(a) 100,000 円	
	EEE生命	個人年金	30年	同上	同上	本人	(a) 50,000 円	
生命保険料控除							(a)	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D 100,000 円		④ 40,000 円		計(①+④) ⑧ 40,000 円		
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E 50,000 円		⑤ 37,500 円		⑨ 40,000 円		
	計算式Ⅰ(新保険料等専用)※				計算式Ⅱ(旧保険料等専用)※			
A、C又はDの金額				B又はEの金額				
20,000円以下				25,000円以下				
20,001円から10,000円まで				(B又はE)×1/2+12,500円				
10,001円から50,000円まで				(B又はE)×1/4+25,000円				
50,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,000円				一律に50,000円				
100,001円以上				一律に50,000円				
一律に10,0								

保険会社等 の名称	保険等の 種類(目的)	保険 期間	保険等の 契約者の氏名	あなたが 保険料を支払った 期間	あなたが 保険料を支払った 金額	あなたが 保険料を支払った 金額
XXX損保	地震	5年	大和 太郎	新・旧	30,000 円	
YYY火災	積立傷害	20年	大和 太郎	新・旧	18,000 円	
(a)のうち地震保険料の金額の合計額						30,000 円
(a)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						18,000 円
(b)の金額(最高50,000円) + (c)の金額(10,000円を超える場合は、 $(c) \times 1/2 + 5,000$ 円)※						44,000 円
社会 保険 料 控 除	社会保険 の種類	保険料支払 の名称	氏名	あなたが 保険料を支払った 期間	あなたが 保険料を支払った 金額	あなたが 保険料を支払った 金額
	国民年金	日本年金機構	大和 栄太	子	194,090 円	
	国民健康保険	千代田区	大和 大吉	父	51,400 円	
合計(控除額)						245,490 円
小規模 企業 共済 等 掛 金 控 除	種 類	あなたが 保険料を支払った 金額				
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金					
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金					
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金					
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金					
合計(控除額)						

○この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

令和5年の年末調整における注意事項

令和5年分の保険料控除申告書を記入するにあたっての注意事項です
この申告書を提出する際は、赤字で記載した証明書類を添えて提出してください

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 氏名(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマト タロウ
給与の支払者の 法人番号	あなたの住所 又は居所	大和 太郎	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号
給与の支払者の 所在地(住所)			

生命保険料に ついての記入欄

生命保険料控除を受けるため、
あなたが令和5年中に支払った生命保
険料について記入する欄です

「一般の生命保険料」「介護医療保
険料」「個人年金保険料」の3つに区分し
て記入します

生命保険会社から届いた
「生命保険料控除証明書」
又は契約証書などを確認しながら
記入してください

【支払いがある場合の提出書類】
生命保険料控除証明書
(旧生命保険料で契約の保険料額が
9,000円以下の場合を除く)

保険会社等 の名称	保険等の 種類	保険等の 期間	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人 の氏名	支払額 (円)	控除額 (円)
AAA生命	養老	10年	大和 太郎	大和 花子 妻	30,000	30,000
BBB生命	医療	5年	同上	同上 妻	70,000	70,000
CCC生命	介護	10年	大和 太郎	大和 太郎 本人	60,000	60,000
DDD生命	個人年金	20年	大和 太郎	大和 太郎 本人	100,000	100,000
EEE生命	個人年金	30年	同上	同上 本人	50,000	50,000
計					300,000	300,000

※「介護医療保険料」に該当するかどうかは、
「控除証明書」の内容でご判断ください
(例)介護医療証明額 新制度(介護医療)
介護医療用 など

※「一般の生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の3つに区分して記入します

※「生命保険料控除証明書」又は契約証書などを確認しながら記入してください

※「支払いがある場合の提出書類」生命保険料控除証明書(旧生命保険料で契約の保険料額が9,000円以下の場合を除く)

※「介護医療保険料」に該当するかどうかは、「控除証明書」の内容でご判断ください(例)介護医療証明額 新制度(介護医療)介護医療用 など

※「一般の生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の3つに区分して記入します

※「生命保険料控除証明書」又は契約証書などを確認しながら記入してください

※「支払いがある場合の提出書類」生命保険料控除証明書(旧生命保険料で契約の保険料額が9,000円以下の場合を除く)

地震保険料に ついての記入欄

地震保険料控除を受けるため、
あなたが令和5年中に支払った地震
保険料について記入する欄です

保険会社から届いた
「地震保険料控除証明書」
又は契約証書などを確認しながら
記入してください

【支払いがある場合の提出書類】
地震保険料控除証明書

社会保険料に ついての記入欄

社会保険料控除を受けるため、
あなたが令和5年中に直接支払った
国民年金保険料、国民年金基金掛金、
国民健康保険料などについて
記入する欄です

※給与から差し引かれた保険料は
含まれません
※親族分を支払った場合も、ここに
記入してください

【支払いがある場合の提出書類】
国民年金保険料を
支払ったことの証明書類
(厚生労働省発行したもの)
国民年金基金掛金を
支払ったことの証明書類
(国民年金基金が発行した
もの)

小規模企業共済等掛金についての記入欄

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、
あなたが令和5年中に直接支払った小規模企業共済等掛金について
記入する欄です

【支払いがある場合の提出書類】
その掛金を支払ったことの証明書類

毎月の掛金額のみ記載がある場合は、
月数分を乗じて金額を計算します

「前納減額金」に金額の記載がある場合は、
その分を掛金から控除します

毎月の給与から差し引かれた掛金については、
ここに記入する必要はありません